

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号601)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	公衆浴場確保対策貸付金利子補給金の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町公衆浴場確保対策利子補給規則 (平成 7 年厚岸町規則第 3 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内においてその交付額を決定し、公衆浴場確保対策利子補給金交付決定通知書 (別紙第 2 号様式) により、当該申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>次に掲げるものについて、該当するときに交付決定する。</p> <p>環境衛生金融公庫が実施する貸付金のうち公衆浴場の施設及び設備に係る新築、増改築、改装、及び機械器具の購入に係る貸付金を借り受けた者とする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号602)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名	火葬場使用の許可	
根 拠 法 令 名	火葬場条例 (昭和39年厚岸町条例第40号)	
根 拠 条 項	第2条	
根 拠 条 文	火葬場を使用しようとするものは、その日時を申し出て町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるいずれかの要件を満たし、かつ、申し出た日時において火葬場が使用可能である場合とする。 1 死体・死胎にあつては、火葬許可書の指示があること。 2 改葬の場合にあつては、改葬許可書の掲示があること。 3 その他の使用にあつては、使用に至る原因とする事実を証する書類の提出があること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：町民課窓口サービス係)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号603)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名	火葬場使用料の減免	
根 拠 法 令 名	火葬場条例 (昭和39年厚岸町条例第40号)	
根 拠 条 項	第 4 条	
根 拠 条 文	公の扶助を受けている者又は町長において特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>使用料を減免する場合は、次の場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡者が、行旅病人及死亡人取扱法 (明治32年法律第93号) 規定される行旅死亡人の場合 2 死亡者が、墓地、埋葬に関する法律 (昭和23年法律第48号) に規定される死亡人の場合 3 使用者が生活保護法 (昭和25年法律第144号) に規定される被保護者である場 4 死亡者が生活保護法 (昭和25年法律第144号) に規定される葬祭扶助により葬儀を受ける場合 5 その他町長が必要と認めた場合 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	1 日 (機関名：町民課窓口サービス係)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号604)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	墓地及び霊園の使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例 (平成5年厚岸町条例第13号)	
根 拠 条 項	第4条第1項	
根 拠 条 文	墓園等を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>【設定せず】法令等の規定により判断できるため。</p> <p>ただし、第5条ただし書きの規定 (町長が相当の理由があると認めたとときの町外に住所を有するもの) については、申請実績がなく個々の申請について個別的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準を定めることが技術的に困難であると認められるため当面設定しない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号605）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	墓地及び霊園の使用に係る代理人の選定の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	第5条ただし書きの規定により使用許可を受けた者又は使用許可を受けた以後本町以外に居住するに至った者は、この条例及びこれに基づく規則に定める一切の事項を処理させるために町内に居住する者を代理人に選任し、町長に届出承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	【設定せず】法令等の規定により判断できるため。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	14日（機関名：環境政策課環境衛生係 ）
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号606)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名	墓地及び霊園の使用権者の親族以外の者を埋葬、埋蔵又は収蔵することの承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例 (平成 5 年厚岸町条例第13号)	
根 拠 条 項	第 9 条	
根 拠 条 文	墓園等には、使用者の親族でない者を埋葬、埋蔵及び収蔵することはできない。ただし、特別の事情があるときは、町長に届出、承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	【設定せず】申請の性質上個別的判断をせざるをえないものであり、具体的な基準を定めることが技術的に困難なため。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号607）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	墓地及び霊園の使用権の移転の特例の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）	
根 拠 条 項	第10条第2項	
根 拠 条 文	墓園等の使用権は、次の各号の一に該当する場合を除き、この権利を移転することができない。ただし、同一墳墓内での使用場所の変更又は、他の者と交換するときは、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	【設定せず】法令等の規定により判断できるため。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	14日（機関名：環境政策課環境衛生係 ）
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号608）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	墓地及び霊園の管理料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）	
根 拠 条 項	第17条	
根 拠 条 文	公の扶助を受けている者、又は町長が特に認めた者については、本人からの申請により管理料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	【設定せず】過去に処分実績がない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	14日（機関名：環境政策課環境衛生係 ）
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号609）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	墓地及び例年の管理料の還付請求	
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例施行規則（平成5年厚岸町規則第12号）	
根 拠 条 項	第15条	
根 拠 条 文	条例第18条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとするときは、墓園等使用料返還請求書（別記第15号様式）を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>【厚岸町墓地及び霊園条例】</p> <p>第18条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、使用権者が許可を受けた以後3年以内に使用場所を返還したときは、使用料の半額を、第13条に規定する返還命令により返還したときは、使用料の全額を返還する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	14日（機関名：環境政策課環境衛生係 ）
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号610)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名	ノイヌ駆除奨励金の交付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町ノイヌ駆除奨励規則 (平成12年厚岸町規則第29号)	
根 拠 条 項	第4条第1項	
根 拠 条 文	奨励金の交付を受けようとする者は、駆除の日から10日以内に、別記様式による申請書を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>(奨励金の申請)</p> <p>第4条第2項 前項の申請には、駆除したノイヌを提供し関係職員の確認を受けなければならない。ただし、駆除した場所がノイヌを運搬できないような条件にあるときは、確認できる範囲内の物件を提示することで確認に替えることができるものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号611)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月 7 日作成

処 分 名	キツネ駆除奨励金の交付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町キツネ駆除奨励規則 (昭和59年厚岸町規則第15号)	
根 拠 条 項	第3条第1項	
根 拠 条 文	奨励金の交付を受けようとする者は、駆除の日から10日以内に、別記様式による申請書を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>(奨励金の申請)</p> <p>第3条第2項 前項の申請には、捕獲したキツネを提供し関係職員の確認を受けなければならない。ただし、毛皮については、申請者の意志によりこれを還元することもできる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号612)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月13日作成

処 分 名	狂犬病予防注射手数料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町狂犬病予防法施行条例 (平成12年厚岸町条例第20号)	
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項	
根 拠 条 文	当該登録等に係る犬が、飼い主の生活介助に供用する目的で飼育されており、かつ、盲導犬等の登録をしていると認めるときは、手数料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり (手数料の減免) 第 4 条第 2 項 手数料の減免は、別記様式により申請するものとする。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 (注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14日 (機関名：環境政策課環境衛生係)
所 管 部 署	環境政策課環境衛生係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号613)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	証紙の返還又は交換	
根 拠 法 令 名	厚岸町証紙条例 (昭和43年厚岸町条例第 3 号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	<p>証紙は、これを返還して現金の還付をうけ、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式を変更し若しくは廃止したとき、又は、第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を取消したとき、その他町長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>【厚岸町証紙条例施行規則】</p> <p>(証紙の交換及び返還)</p> <p>第8条 町長は、条例第7条ただし書の規定により、売さばき人の買受けた証紙であつて売さばき人の責に帰すべき理由によらない汚染又は損傷があると認めたときは、他の証紙と交換することができる。</p> <p>2 条例第7条及び前項の規定によつて証紙の返還又は交換を受けようとする者は、証紙返還(現金還付)申請書(別記第5号様式)又は証紙交換申請書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の返還又は交換の申請を受けた証紙は、当該証紙の定価の100分の94に相当する金額を還付し、又は他の証紙と交換するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	0 日 (機関名：)
	協 議 機 関	0 日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：環境政策課廃棄物対策係)
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号614)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	多量の一般廃棄物の収集量の認定	
根 拠 法 令 名	厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成6年厚岸町条例第48号)	
根 拠 条 項	第14条第3項	
根 拠 条 文	第1項の規定による収集量は、町長の認定するところによる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(多量の一般廃棄物)</p> <p>第14条 法第6条の2第5項に規定する多量の一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の範囲は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1回の平均排出量 6キログラム以上</p> <p>(2) 臨時的排出量 25キログラム以上</p> <p>2 前項各号の廃棄物は、破碎、圧縮等あらかじめ減量に努めなけ</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名：環境政策課廃棄物対策係)
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号615)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	産業廃棄物の収集の申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成6年厚岸町条例第48号)	
根 拠 条 項	第15条第3項	
根 拠 条 文	第1項の産業廃棄物の収集を受けようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(町が処理することができる産業廃棄物)</p> <p>第15条 法第10条の規定により、町が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものとし、町長が必要の都度指定するものとする。</p> <p>2 前項に規定する産業廃棄物の収集を受けようとする事業者は第4条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の産業廃棄物の収集を受けようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による収集量は、町長の認定するところによる。</p> <p>5 事業者が自ら運搬し、町の処理施設に持込みしようとするときは、第1項及び第2項の規定によるほか前条第2項の規定を準用する。</p> <p>【厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則】 (産業廃棄物の処理の申請及び許可)</p> <p>第9条 条例第15条第3項の規定による産業廃棄物の収集を受けようとする者は、産業廃棄物収集申請書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可をしたときは、許可書(別記第5号様式)を交付するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名：環境政策課廃棄物対策係)
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号616）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	産業廃棄物の収集量の認定	
根 拠 法 令 名	厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年厚岸町条例第48号）	
根 拠 条 項	第15条第4項	
根 拠 条 文	前項の規定による収集量は、町長の認定するところによる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>（町が処理することができる産業廃棄物）</p> <p>第15条 法第10条の規定により、町が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものとし、町長が必要の都度指定するものとする。</p> <p>2 前項に規定する産業廃棄物の収集を受けようとする事業者は第4条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の産業廃棄物の収集を受けようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による収集量は、町長の認定するところによる。</p> <p>5 事業者が自ら運搬し、町の処理施設に持込みしようとするときは、第1項及び第2項の規定によるほか前条第2項の規定を準用する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：環境政策課廃棄物対策係）
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号617)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	処理手数料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成6年厚岸町条例第48号)	
根 拠 条 項	第20条	
根 拠 条 文	天災、公益上、その他特別な事情があると町長が認めたときは、手数料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>【厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則】</p> <p>(手数料の減免申請)</p> <p>第14条 条例第20条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、納期前7日までに減免申請書(別記第12号様式)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名：環境政策課廃棄物対策係)
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号618)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	生ごみ堆肥化容器購入助成の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町生ごみ堆肥化容器購入助成規則 (平成18年厚岸町規則第20号)	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	町長は、前条による申請があったときは、内容を審査のうえ、当該年度予算の範囲内で助成の可否を決定し、助成の決定をした場合は、生ごみ堆肥化容器購入助成決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(助成の対象者)</p> <p>第2条 助成を受けることができる者は、町内に居住し、次条に規定する助成の対象容器を町内の販売店で購入した者とする。</p> <p>(助成の対象容器)</p> <p>第3条 助成の対象容器は、悪臭や害虫等が容器の外部に発散しない構造及び材質のもので、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 上部に蓋があり、底部の無い水分が地中に浸透するコンポスト容器(以下「コンポスト容器」という。)</p> <p>(2) 密閉の蓋付きで微生物を利用し、室内で使用可能なバケツ型容器(以下「バケツ型容器」という。)</p> <p>(助成の個数)</p> <p>第4条 助成の個数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) コンポスト容器 1年を通じて1戸につき1個とし、全部で2個を限度とする。</p> <p>(2) バケツ型容器 1年を通じて1世帯につき1個とし、全部で2個を限度とする。</p> <p>(助成の金額)</p> <p>第5条 助成の金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) コンポスト容器</p> <p>ア 1個目 コンポスト容器の購入金額。ただし、4,000円を上限とする。</p> <p>イ 2個目 1,500円</p> <p>(2) バケツ型容器 1個につき1,500円</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第6条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ堆肥化容器購入助成申請書(別記様式第1号)に容器の購入を証する領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名：環境政策課廃棄物対策係)
所 管 部 署	環境政策課廃棄物対策係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号619)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	木工センター使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町木工センター条例 (平成13年厚岸町条例第34号)	
根 拠 条 項	第 4 条 1 項	
根 拠 条 文	木工センターを使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例第 5 条各号のいずれかに該当する使用の制限にあたらない場合に許可する。</p> <p>第 5 条 町長は、次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 木工センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号620)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	木工センター使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町木工センター条例 (平成13年厚岸町条例第34号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 2 項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町木工センター条例施行規則第 5 条各号に該当する場合に免除する。</p> <p>第 5 条 条例第 8 条第 2 項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(5) 町内に在住する小学生及び中学生が土曜日に使用するとき。</p> <p>(6) その他町長が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号621)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	木工センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町木工センター条例 (平成13年厚岸町条例第34号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難。 (特別な装備等のため、個々に審査が必要。)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号622)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	木工センター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町木工センター条例施行規則 (平成13年厚岸町規則第36号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 2 項	
根 拠 条 文	使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例施行規則第 8 条 第 1 項に該当する場合に還付をする。</p> <p>第 8 条 第 1 項 条例第 9 条 ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合</p> <p>(2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、木工センターの使用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号623)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	林業制度事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町林業制度事業補助金交付規則 (平成 9 年厚岸町規則第36号)	
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、その交付の決定をするものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町林業制度事業補助金交付規則第 2 条に該当する場合に補助金交付の決定をする。</p> <p>第 2 条 補助金の対象は、町長が適当と認める団体(以下「事業者」という。)が行う別表に掲げる事業又は事務(以下「補助事業等」という。)とし、前条の目的に適合し補助によって成果を得ると認められるものに対し交付する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号624)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	林業振興資金貸付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町林業振興資金貸付規則 (昭和54年厚岸町規則第 4 号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し資金の貸付を認めたときは、その貸付を決定し借入団体に通知しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町林業振興資金貸付規則第 3 条に該当した場合に貸付の決定を行う。 第 3 条 貸付を受ける林業団体(以下「借入団体」という。)は、次の各号に掲げる条件を具備した団体でなければ貸付を受けることができない。 (1) 償還の見込が確実であること。 (2) 経理が明確であること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号625)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	民有林振興補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町民有林振興補助規則 (平成 7 年厚岸町規則第 5 号)	
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町民有林振興補助規則第 2 条に該当した場合に交付の決定をする。</p> <p>第 2 条 補助金は、町長が適当と認める団体及び事業実施上適当と認める者が行う次に掲げるもので、前条の目的に適合し補助によって成果を得ると認められるものを対象とする。</p> <p>(1) 林業振興のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 林業技術習得のための事業 イ 山火事予消防のための事業 ウ 鳥獣保護及び有害鳥獣駆除のための事業 エ 環境緑化のための事業 オ 林業基盤整備のための事業 カ 林業施設整備のための事業 キ 林業後継者育成のための事業 ク 林業就労者確保のための事業 ケ 林業団体等の活動推進のための事業 コ その他林業振興のための事業 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号626)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	美しい森林づくり基盤整備交付金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町美しい森林づくり基盤整備交付金交付規則 (平成21年厚岸町規則第 2 号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は、前項の査定の結果に基づき、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定及び交付金の額の確定をするものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町美しい森林づくり基盤整備交付金交付規則第 6 条に該当した場合に交付金交付の決定をする。</p> <p>第 6 条 町長は、第 4 条の規定により提出された書類、前条の竣工検査、実施要領第 4 の 3 及び別に定める基準により、交付金の査定をするものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号627)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	民有林振興対策事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町民有林振興対策事業補助金交付規則 (平成 4 年厚岸町規則第15号)	
根 拠 条 項	第 9 条 第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、指令書(別記第2号様式)により速やかに補助金の交付を決定するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり。 次に掲げるものについて審査し、適当であると認めたときに交付する。</p> <p>(1) 事業計画書(別記第1号の2様式) (2) 補助金等交付申請額算出調書(別記第1号の3様式) (3) 経費の配分調書(別記第1号の4様式) (4) 事業予算書(別記第1号の5様式)</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 4 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 4 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号628)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	治山施設の設置箇所における禁止行為の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町治山施設維持管理条例 (平成元年厚岸町条例第25号)	
根 拠 条 項	第 4 条	
根 拠 条 文	施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、町長の許可を得て変更することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合に許可をする。</p> <p>第 4 条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、町長の許可を得て変更することができる。</p> <p>(1) 公共施設が設置される場合であって保安上支障がないと認められるとき。 (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。 (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。 (4) 森林の病虫害の発生により伐採するとき。 (5) その他町長が必要と認めたとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	14 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号629)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例 (平成13年厚岸町条例第35号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 1 項	
根 拠 条 文	別表第1に掲げる有料公園施設(樹海観察望遠鏡を除く。)を使用しようとするもの、又は別表第3に掲げる占用及び行為等しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例第 6 条のいずれかに該当する使用の制限にあたらぬ場合に許可する。</p> <p>第 6 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公園内の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号630)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 1 2 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例 (平成13年厚岸町条例第35号)	
根 拠 条 項	第 9 条 第 2 項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則第 5 条各号に該当する場合に免除する。</p> <p>第 5 条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、条例別表第1に掲げる有料公園施設のうち、樹海観察望遠鏡、愛冠野営場休憩舎シャワー、洗濯機、乾燥機を使用する場合及び収益を目的として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(5) 町内に在住する小学生及び中学生が土曜日に使用するとき。</p> <p>(6) その他町長が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号631)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園の特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例 (平成13年厚岸町条例第35号)	
根 拠 条 項	第11条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難。 (特別な設備等のため、個々に審査が必要。)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号632)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 12 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例 (平成13年厚岸町条例第35号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則第 8 条第 1 項に該当する場合に還付する。</p> <p>第 8 条第 1 項 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日の 3 日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合</p> <p>(2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、公園の使用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：環境政策課林政係)
所 管 部 署	環境政策課林政係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号633）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月10日作成

処 分 名	別寒辺牛湿原自然観察施設内での行為の許可	
根 拠 法 令 名	別寒辺牛湿原自然観察施設条例（平成7年厚岸町条例第10号）	
根 拠 条 項	第3条第1項	
根 拠 条 文	施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) 協議会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため施設の全部又は一部を独占して利用すること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（土曜日、日曜日、祝日、休館日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	環境政策課水鳥観察館	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号634)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 10 日作成

処 分 名	別寒辺牛湿原自然観察施設占用料の減免	
根 拠 法 令 名	別寒辺牛湿原自然観察施設条例 (平成7年厚岸町条例第10号)	
根 拠 条 項	第6条第2項	
根 拠 条 文	前項の占用料は、町長が公益の用に供するとき、又はその他特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例第6条第2項に規定する公益上その他特別の理由があると認めるときとは次の各号の一に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 国、地方公共団体が、公用又は公益上の目的で占用するとき。</p> <p>(2) 次に掲げる営利を目的としない占用をいう。</p> <p>ア 自然環境の保全・保護の普及啓発を目的とした事業及び工作物の設置</p> <p>イ 別寒辺牛湿原の賢明な利用を促進するための事業、イベント及び集会</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	4 日 (土曜日、日曜日、祝日、休館日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	環境政策課水鳥観察館	
備 考		